



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス憲法における政党の地位（三）（完）
Author(s)	小野, 善康; ONO, Yoshiyasu
Citation	北大法学論集, 28(1), 135-178
Issue Date	1977-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16233
Type	departmental bulletin paper
File Information	28(1)_p135-178.pdf



フランス憲法における政党の地位 (三) (完)

小
野
善
康

目 次

はじめに

第一章 政党・結社の自由

第一節 結社の自由の歴史の概観

第二節 現行憲法下の政党・結社の自由

第一章のまとめ

第二章 政党・結社の規制

第一節 一九〇一年法による結社の民事上の能力の規制

第二節 一九〇一年法による結社の解散

第三節 一九三六年法が規定する行政部の命令による結社の解散

第二章のまとめ（以上二七卷一号）

第三章 議会法における政党の地位

第一節 第三共和制以前の議会法における議員グループの地位

第二節 第三共和制下の議会法における議員グループの地位

第三節 第四共和制下の議会法における議員グループの地位

第四節 第五共和制下の議会法における議員グループの地位

第三章のまとめ（以上二七卷二号）

第四章 選挙法における政党の地位

第一節 名簿投票制の採用による党派の優遇

第二節 第四共和制下の選挙法における政党の地位

第三節 第五共和制下の選挙法における政党の地位

第四章のまとめ

第五章 憲法における政党条項の設定

第一節 第四共和制憲法制定時の政党条項設定の試み

第二節 第五共和制憲法における政党条項の設定とその意義
むすび（以上本号）

第四章 選挙法における政党の地位

選挙法は議会法とならんで政党と最も結びつきの深い立法の分野である。この章では政党が選挙法においていかなる地位を占めているかを考察する。

フランスにおいて、選挙法が政党を対象とする規定を置いたことはなかったから、選挙は制度上は政党間の争いとはされていなかった。しかし一八四八年から次第に発達し、第四共和制の下で全面的開花を見せた名簿投票制は、事実上、選挙を名簿作成者たる政党間の争いにするものであった。

以下、第一節では第三共和制以前の名簿投票制の展開の過程を跡づけ、選挙が事実上政党の間の争いとしてとらえられて来た過程を考察する。第二節では第四共和制下の名簿投票制の下において政党がどのような地位を与えられて

いたかを考察する。第三節では第五共和制の選挙制度の下における政党の地位を考察する。

第一節 名簿投票制の採用による政党勢力の優遇

一、フランスにおける下院の選挙制度の概観

フランスでは一八四八年に成年男子による普通選挙が導入された。その時以来第四共和制に至る下院の選挙制度は次のとおりである（その内容は二以下で説明する）。

（第三共和制以前）

。一八四八年三月五日のデクレ⁽¹⁾ 県を選挙区とし、候補者名簿を使用。

。一八四九年三月一五日の選挙法⁽²⁾ 県を選挙区とし、候補者名簿を使用。

。一八五二年二月二日の組織令(décret organique)⁽³⁾ 小選挙区・単記・二回投票制。

。一八七三年二月一八日の法律⁽⁴⁾ 先の一八五二年法を維持しつつ当選に要する得票数を変更。

（第三共和制）

。一八七五年一月三〇日の組織法(loi organique)⁽⁵⁾ 基本的には先の一八五二年二月二日の組織令を借用。

。一八八五年六月一六日の選挙法⁽⁶⁾ 県を選挙区とし、候補者名簿を使用。

。一八八九年一月二三日の選挙法⁽⁷⁾ 小選挙区・単記・二回投票制。

。一九一九年七月一二日の選挙法⁽⁸⁾ 県を選挙区とし、候補者名簿を使用。

。一九二四年三月二〇日の選挙法⁽⁹⁾ 県を選挙区とし、候補者名簿を使用。

。一九二七年七月二一日の選挙法⁽¹⁰⁾ 小選挙区・単記・二回投票制。

右に示されているように、一八四八年以降第四共和制に到るまで、県を単位にし名簿を用いた選挙制度と小選挙区制・単記・二回投票制度とのいずれかが採用されてきたと言える。一八五二年の単記・二回選挙制度は、いわばその後の同種の選挙制度の原型となったものであるが、ここでは、第一回選挙で当選となるためには投票者数の過半数で且つ登録された選挙人数の四分の一以上の得票を要し、第一回選挙で当選した者がいない場合は第二回選挙が行われ、第二回選挙では相対多数で当選者が定められるとすることであった。

名簿を用いた投票制度は、一八四八年にはじめて採用され、その後何度か採用されたが、その態様はかなりの変化を示している。名簿投票制の変化・発展は次第に名簿と政党との関連が密接になる発展の過程を示すものとして重要である。以下主要な名簿投票制の歴史を追って見ていく。

二、一八四八年の名簿投票制

一八四八年に初めて普通選挙（男子のみ）が実施された時の選挙法である一八四八年三月五日のデクレは名簿投票制を採用した。その内容を概観すると次のようなものである。

選挙区は県を単位とし、選挙区である県に対して、人口四万人につき一人の議員が与えられる（フランス本土で八四人の議員を選出）。各候補者は、「単独で又は名簿の一員として」選挙戦に臨む。

選挙人は選挙区の議員定員の数だけ投票権をもつ（ただし一人の候補者に対しては一票しか投じることができない）。選挙人は候補者個人に投票するのであって、異なる名簿の候補者に対して投票することができない。具体的には選挙人は自分で候補者名を記載した投票用紙を投ずるか又は候補者から渡された投票用紙——これに変更を加えることが許される——を投ずるか、いずれかの方法をとる。当選者は得票の多い順に決められ、定員に至る迄の者が当選となる。⁽¹⁾

この選挙制度においては、選挙人は候補者個人に投票するのであり、当選者の決定においては名簿は何の役割も果たさない。それ故、この制度は厳格な意味では名簿投票制とは言えない。この制度の制定経過を見ると政府は当初県の枠を無視して全国を基盤の目に仕切って議員の数だけの選挙区をつくる方法を考えたが、この案の実施に多くの時間がかかるため県を単位とする名簿投票制が実施されたものであることが知られる。⁽¹²⁾ この県単位・名簿投票制を提案したMarastは教区(clocher)を単位とする従来の選挙方法は「地方的影響」を受けやすいとしてその弊害を力説し、単記投票制は「所有者(propriétaires)の議院」をもたらずと言った。⁽¹³⁾ 以上の制定経過から見て、この選挙制度の中心的意義は小選挙区制から県単位の選挙制度にした点にあり、名簿の使用はそれに付随して持ち込まれたものであると言える。

三、一八八五年の名簿投票制

第三共和制初期に制定された一八八五年六月一六日の選挙法は名簿投票制を採用した。同法の規定する選挙制度の概要は次のとおりである。

県が一つの選挙区を形成し、人口数に比例した議員数(人口七万人につき一人の議員、ただし最小限でも一県に三人)が県に与えられる。選挙人は選挙区の定員数だけ投票権をもち(ただし、一人の候補者に対しては一票しか投じることが出来ない)、異なる名簿の候補者に投票することができる。

二回投票制が採用された点が一八四八年の選挙制度との大きな違いである。即ち第一回投票で有効投票の過半数の得票をした候補は当選となるが、第一回に誰も過半数の得票をしなかったり、過半数を得た者が定員数に充たなかったりした場合には第二回投票が行なわれる。第二回投票においては他の名簿の利益になるように立候補辞退をする⁽¹⁴⁾ことが許される。

当選者の決定においては名簿は何ら法的効力をもたない。第一回投票では過半数の得票をした候補者が、第二回投票では相対的に多数の得票をした者が当選となる（五条）。

この選挙制度の制定経過からこの名簿投票制採用の意図を見てみよう。

この法律は Constans ら数名の下院議員の提案から生まれたものであるが、Constans は提案理由をこう言った。

「名簿投票は普通選挙の必然的な帰結であり且つその合理的な行使の形態だと考えられている。名簿投票は、共和党（parti républicain）の変わることのない考え方において、投票の道徳性（moralité du vote）と議員の独立の最も有効な保障であると考えられている」⁽¹⁴⁾。下院において同法案を付託された委員会は基本的にこの Constans らの提案を認めた。この委員会の報告は、「県は、行政組織であること及び法人格を有しているという性格から言つて、最も広く且つ最も確かな（sur）選挙区である」と言った。⁽¹⁵⁾

名簿投票制の採用は元老院でも支持された。元老院において同法案を付託された委員会の報告者 Bozérian はこう言った。「アロンディスマンを単位とする選挙の下では選挙民と議員との間により緊密で（étroit）、より親密な（intime）関係がつけられる。それ故、議員（mandataires）の選挙民に対する義務がよりはっきりした仕方でも要求される。狭い選挙区の選挙人団は主として自分たちの問題を考え、国の一般利益（intérêts généraux du pays）についての視野を全くもたない。……草案を付託された元老院の委員会は、名簿投票が代表制に真実性を与え、普通選挙に純粋性を与えるのに最も適切だと考えている。委員会は、この名簿投票制が選挙を人物の間の狭い闘争（lutte étroite des personnes）から思想の間の大きな闘争（large lutte des idées）に変え、議員の選挙民に対する隷属を減少し、議院政党のより等質的な構成（composition plus homogène des partis parlementaires）をもたらすことを期待してゐる」⁽¹⁶⁾。

これまで見てきた選挙法の制定経過から見ると、この法は県を単位とする選挙区を採用することによって地域の住民の議員に対する影響力を減少することに主眼があったと言えるが、同時に名簿投票制の採用によって選挙を「思想の間の闘争」にしようとの意図もあったと言える。この「思想の間の闘争」とは政党間の闘争に他ならないのである。

P・カンベルは、この選挙制度の下で実際になされた選挙戦から、二選挙区の実例をあげている。⁽¹⁸⁾それによると、この制度の下では、選挙人は異なる名簿の候補者に投票することが許されるにもかかわらず、実際には、同一名簿の候補者の得票は概して平均している。このことは、名簿が法的効力とは別に、事実上の効力を有し、この選挙制度の下において、選挙が候補者個人の闘いではなく、名簿の間の闘いになったことを物語っている。

四、一九一九年の名簿投票制

一九一九年七月一二日法は従来のものよりもより進んだ名簿投票制を採用した。この制度の概要は次のとおりである。

原則として県を選挙区とし、一県に人口七万五千人につき一人の議員が与えられる（最少限一県に三人与えられる）。一県に六以上の議席が与えられるようになる時は県を分割して数々の選挙区とする（三条）。

立候補届出は個人としても出来るし、名簿を形成した上で、集団としてなすこともできる。⁽¹⁹⁾個人として立候補した場合は一人だけで一名簿を形成するものと見なされる（五条）。集団として立候補がなされる場合は、「候補者の集団によってつくられた名簿」によって立候補届出がなされるが、この立候補届出には「候補者の呈示の順位」を指示していなければならない（五条）。候補者名簿が「候補者の集団」によって作成されると規定したことは、法が政党の如き組織の存在を無視したものと見うる。個人としての立候補と集団としての立候補との違いとして、個人としての立候補の届出の場合だけは選挙区の百人の選挙人の署名を要する（五条）。

選挙人はこれ以前の名簿投票制の場合と同様、名簿を単位として投票するのではなく、名簿の中の候補者個人に投票する。⁽²⁰⁾

当選人の決定は多数代表制と比例代表制を混合した次のような複雑な仕方によってなされる。(一)過半数の得票をした候補者は名簿のメンバーであると否とにかかわらず、当選とされる。(二)その後に残余議席がある場合、その残余の議席は極めて複雑な次の手続によって配分される。(i)有効投票数をその選挙区の議員定数で割って「当選基数」(「quotient electoral」)を定める。(ii)名簿の得票を候補者数で割って「各名簿の平均」を定める。(iii)「名簿の平均」が「当選基数」を含む毎に名簿に一議席が与えられる。(iv)以上の方法によって議席が配分されてなお残余の議席がある場合は「名簿の平均」の最も大きい名簿に議席が与えられる。⁽²¹⁾(v)議席の配分において、単独候補の名簿は複数候補者からなる名簿よりも不利な取扱を受ける面がある。単独候補(の名簿)も過半数の得票をすれば当選となる点は複数候補者の名簿と同様であるが、これが過半数の得票をしなかった時は、複数候補の名簿の候補者で彼以上の得票をした者が当選を宣せられる迄は残余議席(過半数の得票をした者を当選として残った議席)の分配手続に参加しえない(十一条)。

この選挙制度は複数の候補者の名簿に対して単独の候補者(の名簿)よりも法的に有利な地位を与えた。それは、(一)立候補の際、単独の候補者のばあいだけ百人の署名を要する点、(二)過半数の得票をした候補者が当選とされた後の議席の残余の配分は「名簿の平均」が基礎とされるから、複数候補者からなる名簿に属する候補者は、同一名簿内に自分より得票の多い候補者がいるばあいは有利な取り扱いをうける点、に見られる。

議会における審議の経過を通して、この名簿投票制の意義を検討してみよう。

名簿投票制、比例代表制を採用すべしとする声がこの頃強くあり、この法律は一九一四年七月の会期における C.F.

Benoist が下院に提出した法案に端を発している。Ch. Benoist が提出した法案では、選挙人は名簿に対して一票を投じる（一一条）とし、議席の配分は名簿の間の得票の比例（より具体的には名簿の得票を123……の数で割って大きい数の順に議席が与えられる）によってなされる（一六条）とするものであったから、完全な比例代表制であった。さらに選挙区は大きい方がよいとの考えのもとに、県又は数県を合せた単位を選挙区として、人口七万人につき一人の議員が選挙区に与えられるとするものであった。²³⁾

比例代表制を求める法案は、賛否をめぐる「激しい論争」をもたらしたため、法案の審議を付託された下院の委員会は「妥協の精神」の下に議員提出法案に重大な修正を加えた。²⁴⁾ 一九一七年一月にこの法案を検討した委員会が下院本会議に提出した報告によると、選挙人が名簿に対して一票を投ずる方法が廃止され、個人に投票する旧来の方法が採用され、当選者決定が比例代表の方法ではなく、過半数の得票をした者を当選とする方法に改められ（もっとも残余議席の配分については比例代表制がとられた）、選挙区は県を基本としながらも、一県に一〇人以上の議席が与えられる時には分割されるとされた。この段階ですでに比例代表制の要素は大幅に後退し、わずかに過半数の得票をした候補者が当選とされた後の残余議席についてののみ比例配分の方法がとられることになった。その後この法律が成立する一九一九年七月まで多くの討論を経るが、成立した法律は一九一七年二月のこの委員会の報告における草案とほぼ同じで、ただ選挙区はさらに小さくされ、既述のように一県に六人以上の議席が与えられるようになる時は、県は分割されることになった。

一九一九年の選挙法の制定において注目すべきことは、この法律の制定にあたって、選挙を政党間の争いにすべきだとする意見とこれに反対する意見がはっきりと表面にあらわれたことである。

Ch. Benoist はこの法律の提案理由の中で、選挙を政党間の争いにしなければならないとしてこう言った。

「われわれが議會制を欲するならば政党を欲すべきである。そして、もしわれわれが、まとまりをもって行動し、各々その教説と方式 (méthode) と人員を有する組織化された政党を欲するならば比例代表制を欲すべきである。そのような政党なしには、議會生活は小さな野心と小さな利益の無秩序な戯れ (jeu anarchique) になってしまうであろう。」⁽²⁵⁾

しかし、このような選挙を政党間の争いにするという考え方は、議會で多数の支持を受けたとは言えない。とくに元老院はこの考えに真向から反対した。一九一九年六月一七日元老院の本會議でなされた委員会での報告者は比例代表制に反対する理由をこう言った。

「比例代表制は……堅固に組織された、政党間の境界がはっきりした (nettement délimitées) 政党の存在を前提とする。しかしこの点、今日ほど都合の悪い情況はかつてない。政党が今日ほど混乱し (confondus) 分裂している (divisés) ことにはない。」⁽²⁶⁾

また下院において、比例代表制の採用に反対した Lemire は、その理由を述べるにあたって、次のように政党に対する不信・敵意を示した。「私はいずれの政党にしろ、政党が、将来生じることが予見するに必要な知性をもつことが可能だとは思わない。私にとっては、議員は強制委任 (mandat impératif) を与えられた人間ではない。議員は彼を選んだ一人一人の選挙人の考えを代表する人間でもない。……代議院とは信頼された任務を果たしにここに来ることを委託された者の議院 (Chambre de ceux qui ont été délégués pour venir ici remplir une mission de confiance) である。」⁽²⁷⁾

この名簿投票制の成立過程から、この制度が地域の影響を受けやすい小選挙区制に反対する声の中から生れたこと、選挙を政党間の争いにする議員とこれに真向から反対する議員との対立が激しく、両者の妥協として生

れたものであることが知られる。

- (1) 一八四八年三月五日のデクレについては、D. 1848. L. 41. なお以下の選挙法は、L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard, Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789, L. G. D. J., 1952 にも収められている。
- (2) 一八四九年三月一五日の選挙法については、D. 1849. L. 49.
- (3) 一八五二年二月二日の組織令については、D. 1852. L. 49.
- (4) 一八七三年二月一八日の法律については、D. 1873. L. 25. この法律は先の一八五二年法を維持しつつ、当選に要する得票数を変更し、「第一回選挙においては、(一)投票数の過半数で、且つ(二)登録された選挙人の数の四分の一にあたる数の得票をしない者は当選とされない。第二回選挙においては、得票が何票であれ、相対多数で当選とされる」との条項を付加した。
- (5) 一八七五年十一月三〇日の組織法については、D. 1876. L. 4.
- (6) 一八八五年六月一六日の選挙法については、D. 1885. L. 68.
- (7) 一八八九年一月一二日の選挙法については、D. 1889. L. 46.
- (8) 一九一九年七月一二日の選挙法については、D. 1919. L. 161.
- (9) 一九二四年三月二〇日の選挙法については、D. 1924. L. 78.
- (10) 一九二七年七月二一日の選挙法については、D. 1927. L. 345.
- (11) cf. P. Campbell, French Electoral Systems and Elections 1789-1959, Faber and faber Ltd., London, 1958, p. 64-65.
- (12) P. Bastid, Doctrines et Institutions politiques de la Seconde République II, Librairie Hachette, 1945, p. 141.
- (13) P. Bastid, op. cit., p. 141. これに対して、名簿投票制に反対する者は、それは「偶然的な選挙 (scrutin de hasard) であり、選挙人のはつきりした選択を妨げ、議員と選挙人の直接の関係を妨げる」と言つた。P. Bastid, op. cit., p. 142.
- (14) 以上の点について、cf. P. Campbell, op. cit., p. 75-78.
- (15) Archives parlementaires, Journal Officiel (J. O.) Documents parlementaires, Chambre des Députés, 1884, p. 664.
- (16) Archives parlementaires, J. O., Documents parlementaires, Chambre des Députés, 1884, p. 1730.
- (17) Archives parlementaires, J. O., Documents parlementaires, Senat, 1885, p. 557.

(18) 例 1. Dordogne の例

登 録 者 146,593 有効投票 120,110

絶対多数 60,056

Conservative List		Republican List	
A	61,812	I	57,725
B	61,514	J	58,334
C	61,185	K	58,591
D	60,744	L	57,492
E	61,620	M	57,191
F	60,949	N	57,686
G	61,185	O	58,110
H	61,500	P	57,383

(P. Campbell, op. cit., p. 76.)

この例では Conservative List のメンバーは全員絶対多数を得て当選となる。

例 2. Nièvre の例

登 録 者 101,298 有効投票 77,460

絶対多数 38,731

(第一回)

Conservative List	Socialist Radicals	Moderate Républicans	Socialist List
A 37,161	F 29,096	K 10,356	P 5,836
B 35,903	G 27,466	L 9,264	Q 3,205
C 36,771	H 25,177	M 10,316	R 2,805
D 36,704	I 27,962	N 9,044	S 2,938
E 35,810	J 25,590	O 8,615	T 2,857

第一回で絶対多数を得た者がいなかったのも第二回選挙が行われた。その結果は、

Conservative List		Socialist Radicals		他の候補者の合計	
A	39,970	F	43,377	849	
B	39,276	G	42,983		
C	39,558	H	42,905		
D	39,681	I	43,052		
E	39,181	J	42,869		

(F. Campbell, op. cit., p. 77.)

この例では第二回選挙において Moderate Republicans と Socialist List が Socialist Radicals のために立候補取下げをした。結果として Socialist Radicals の名簿の候補者が全員当選した（なお、党名は英訳のものをそのまま記している）。

(19) 同法四条は「立候補の届出は個人的又は集团的 (individuelles ou collectives) の「づれでもよい」としている。

(20) 選挙人がどういう仕方でも投票するかについてはこの法自体は規定していないが、「絶対多数を得た者は当選する」(一〇条)、「名簿内においては、議席は最も多くの票を得た候補者に与えられる」とあるから、選挙人が候補者個人に投票することは明らかである。

(21) この議席の配分方法は極めて複雑なので、P・カンベルに依り、一九一九年の選挙における実例によって補足説明しておく。Dordogne の選挙区では次のようであった。

有効投票数 九三、九九八 過半数 四六、九九〇 議員定数 六人

右の条件の下に各名簿の得票は次のとおりであった（党名は英訳のもの）。

List of Republican Union		List of Economic and Republican Concentration		List of Republican Democratic List		List of the Socialist Party		単独の 候補者	
A	34,459	G	26,080	M	14,952	S	12,262	Y	20,478
B	31,356	H	20,207	N	14,037	T	13,172	Z	15,541
C	32,636	I	17,200	O	14,399	U	11,609		

	D	32,774	J	19,611	P	16,240	V	11,201
	E	33,456	K	19,744	Q	13,337	W	11,186
	F	29,482	L	19,356	R	10,983	X	11,546
名簿の総計		194,163		122,198		83,948		70,976
名簿の平均		32,630		20,366		13,991		11,829

この選挙区では過半数の得票をした候補者がいないので、先ず、名簿の平均が当選基数を含む毎に一議席を与えるという配分方法が適用される。この選挙区では当選基数（七多投票 93,998 ÷ 議定定数 6）は一五、六六六である。Republican Union の名簿の得票の平均三二、六三〇は当選基数の二倍を超えているからこの名簿に二議席与えられ、同様にこの方法によつて Economic and Republican Concentration の名簿に一議席与えられる。当選基数法によつて名簿に与えられた議席はその内の最も得票の多い者に与えられるから、三議席は A E G に与えられた。当選基数法によつて残された三議席は最大平均の得票をした名簿である Republican Union に与えられ、D C B が当選とされた。P. Campbell, op. cit., p. 92-93.

- (22) Ch. Benoist はその提案理由の中で「世論あるいは政党の比例代表制」(la représentation proportionnelle des opinions ou des partis) を設けようとする議員提出法案が最初に下院に提出されてから間もなく二〇年になること、一九〇九年には下院が最初に「比例代表制の原則」の採用を表明したことを指摘している。Archives parlementaires, J. O., Chambre des Députés, Documents parlementaires, 1914, annexe N° 199, p. 1922-1923.
- (23) Archives parlementaires, J. O., Chambre des Députés, Documents parlementaires, 1914, annexe N° 199, p. 1923-1924.
- (24) Archives parlementaires, J. O., Chambre des Députés, Documents parlementaires, 1917, annexe N° 4102, p. 2037-2039.
- (25) Archives parlementaires, J. O., Chambre des Députés, Documents parlementaires, 1914, p. 1923.
- (26) Archives parlementaires, J. O., Sénat, Débats, 1919, p. 928.
- (27) Séance du 21 mars 1919, Archives parlementaires, Chambre des Députés, Débats, 1919, p. 1379.

第二節 第四共和制下の選挙法における政党の地位

一、第二次大戦直後の権力機構への政党勢力の渗透

第二次大戦中及びその直後、旧制度が崩壊し未だ新しい制度が出来ない過渡的な時代、政党が諸々の臨時的な国家機関の構成要素の一つとされた。

先ず、「解放フランス委員会」(Comité français de la libération)の長、ドゴールの下の国会に代る「臨時諮問会議」(Assemblée consultative provisoire)においては、国会議員の代表、県会議員の代表などとともに抵抗運動に参加している政党の代表もこの会議の構成要素の一つとされた⁽¹⁾。

ついで解放後の一九四四年四月に各県に「県解放委員会」(Comité départemental de libération)がつくられると、抵抗運動に参加している政党が抵抗団体や組合とともにこの委員会の構成要素の一つとされた⁽²⁾。

一九四四年一〇月には先にあげた「臨時諮問会議」の構成が変更され、若干の特定の政党の代表が抵抗運動の代表や両議院の前議員の代表などとともに、この会議の構成要素の一つとされた。

第二次大戦直後、国家機関への政党の渗透がこの様に顕著に見られるようになったのは何故であろうか。第一に、第三共和制の旧体制が崩壊し、新体制が未だ出来ていなかった為、政党を含む諸団体をととして国民の声を聞こうとした為と考えられ、第二に、レジスタンスの活動の中で政党が大きな力を示したためと考えられる。一九四四年四月二二日のオルドナンスが「県解放委員会」の構成メンバーとして、政党を、抵抗団体・組合と並べて記していることはこのことを象徴的に示していると言えよう。

二、第四共和制下の選挙制度と政党

第四共和制下の三つの選挙法、即ち一九四五年法、一九四六年法及び一九五一年法は、いずれも比例代表制を伴う

名簿投票制を採用している。⁽⁴⁾これらの選挙法において政党がいかなる地位を占めているかを順次検討していこう。

(一)、一九四五年八月一七日のオルドナンス⁽⁵⁾

これは一九四五年一〇月二一日に行われた最初の憲法制定議会に適用された選挙法である。この選挙法は名簿投票制、比例代表制、剰余議席についての最大平均値方式、閉鎖名簿制を採用した。この選挙法による制度の概要は次のようなものである。

選挙区は原則として県を単位とし人口の多い県は分割する。各選挙区の議員定数は人口に比例し二人ないし一〇人で、四人前後の選挙区が多く、合計五二二議席とされた。立候補は候補者名簿の提出によつてなし、各名簿は選挙区の定数と同数の候補者を含むべきものとされる。法は誰が名簿を作成するかについては全く言及していないが、第四共和制初期に既に各政党の組織が確立していることから見て、政党がその任にあたることを法自体が予想していると言える。一九四五年一〇月二一日の選挙の実際においては五政党がほとんどの票を集め、これに属さない名簿の得票の合計は〇・一％にすぎない。⁽⁶⁾

選挙人は、候補者個人を選ぶのではなく、いずれか一つの名簿を選ぶのである。選挙人は、ある候補者の名前を削除するとか順位を変更するとかの名簿に対する変更は全く許されず、しかも各名簿内の当選順位は名簿の順位による（これが閉鎖名簿 (*liste bloquée*) と呼ばれる）。

各名簿に対する議席の配分は名簿の得票数に比例して割り当てられる。具体的には当選基数 (*le quotient électoral*) を基礎にして議席が配分される（有効投票数を議員定数で割って得られた数が当選基数で、名簿がこれを上回り当選基数の二倍、三倍の得票をした時に、それに応じて二、三の議席が名簿に与えられる）。この当選基数を基礎とする議席の配分ののちなお残余の議席がある時は最大平均値方式 (*régle de la plus forte moyenne*) と呼ばれる方法で

議席が配分される。この方法は、各名簿の得票を1、2、3、4、……の数で割ってその商の大きい順に議席を配分する方法である。

この一九四五年の選挙法が採用した名簿投票制は従来のそれよりもはるかにすんだ（名簿投票の理念を徹底させた）段階の名簿投票制、いわば本格的な名簿投票制であり、実際に名簿作成の任にあたる政党の地位を飛躍的に高めるものであった。この選挙制度と政党の結びつきはとくに次の三点に見られる。(一)これ以前の名簿投票制においては、選挙人が名簿の中の候補者個人に投票するのに対して、この選挙法の下では選挙人は候補者に投票するのではなく名簿に投票する。それ故選挙人と一人一人の候補者との関係は弱いものとなるとともに同一名簿内の複数候補者間の得票の多少という問題は生じる余地がなくなり選挙戦はもっぱら名簿間の争いになる。それは、言いかえれば、選挙人名簿作成者である政党相互間の争いになるということに他ならない。(二)右のことと関係するが、この制度の下では個人の得票というものは考えられないから、議席の配分は名簿に対して与えられ、名簿内の議席の配分は名簿に記載された順位に従ってなされる。それ故、名簿における候補者の順位が大きな意味をもつこの制度は、名簿作成者である政党が候補者である党員に対して大きな力を振うことを許す制度であると言える。(三)議席の配分が当選基数を基礎とする方法と最大平均値方式の組み合わせによつたため、この選挙制度は大政党を極めて有利にするものとなったことは実際の例が示している。⁽⁷⁾

(二)、一九四六年一〇月五日の選挙法⁽⁸⁾

この選挙法による制度は、基本的には一九四五年法の制度と同じものであるがそれに次の二点の修正が加えられた。第一の修正は、一九四五年法が閉鎖名簿を採用したのに対して、この法律は選挙人が名簿の中の候補者の順位の変更をなすことができるとした点である。より具体的には、選挙人は名簿の中の候補者の優先順位を指定することが

でき、ある候補者に対する順位変更の指定がその名簿に投票した者の半数をこえる時は、当選者の決定の際この順位変更の指定が意味をもつものとされた。この制度の修正は、選挙人に名簿のみならず候補者を選出する可能性を与えるという意味をもつが、ある名簿に投票する者の過半数が同一な方向での順位変更の指定をなすことは期待しがないことであり、選挙の実際の結果を見ても、選挙人の順位変更の指定が意味をもった実例は見られない。この一九四六年の選挙法が一九四五年の選挙法に加えた第二の修正は、議席の配分方法について、当選基数法を廃止し最大平均値方式が採用されたことである。

(三)、一九五一年五月九日法⁽⁹⁾

この選挙法は名簿投票制、比例代表制を採用した点において、基本的には先の二つの選挙法と大きな違いはない。しかし、この選挙法は共産党及びドゴール派政党という左右の勢力が抬頭しそうな政治情況の下で、この二つの勢力を抑え中間派の勢力を大きくしようとの意図をもつて制定されたものであり、この意図を実現するための複雑な技巧がこの選挙法のあちこちに見られる。この選挙法の定める制度の概要は次のようなものである。

選挙区は一九四五年法のばあいと同様原則として県単位であるが大きな県は分割される。政党が候補者名を印刷した名簿を提出する。各名簿はその選挙区の定数と同数の候補者を含んでいなければならない。この選挙法の下では、二つ以上の名簿が予め連合し（届け出を要する）、それらの名簿の得票を合計した上で議席配分を受け、そのうち、連合した政党の間で議席を分け合うこと（アパラントマン (apparentement) と呼ばれる）が認められている。ただしアパラントマンは三〇以上の選挙区で名簿を出している「全国的な政党又は集団」(partis et groupements nationaux) についてのみ許される。

選挙人は政党が印刷した名簿をそのまま投票してもよく（この場合は名簿に印刷されている各候補者に一票ずつ投

票した連記投票として扱われる)、また名簿の優先順位を変えることや名簿の中のある候補者名を抹消することや他の名簿に記載されている候補者に書きかえること(パナシャージュ panachage)が許される。

名簿への議席の配分は、原則的には、次のようにしてなされる。(i)ある名簿の得票数(「名簿の得票数」とは、その名簿に印刷されている候補者達が個人として得た票数の総計を議席定数で割った数値と定義されている)が単独で有効投票数の過半数に達した場合はその選挙区的全議席がその名簿(の候補者)に与えられる。(ii)連合した名簿の得票数の合計が過半数に達した場合は、それらの連合している名簿に全議席が与えられる。その上で、連合している名簿の間で最大平均方式によって議席が配分される。(iii)右にあげた(i)、(ii)が成立しない場合は、その選挙区的全議席が最大平均方式によって各名簿に配分される。この場合も連合した名簿は一括して議席配分をうけ、あとから名簿の間で最大平均方式で議席が再配分される。

パリ市を含むセーヌ県とこれに隣接するセーヌ・エ・オワーズ県については右の議席配分の方法は適用されない。これらに含まれる八選挙区(七五議席)においては、政党の連合は認められず、名簿に対する議席の配分は得票の少ない名簿にとって有利な最大剰余方式(La règle du plus forte reste)^(iv)でなされる。

いずれのばあいも有効投票の五%未満の得票しかない名簿は議席の配分を受けられない。

当選者をきめる方法は次のとおりである。(i)印刷されている名簿に対して変更を加えないで投じた投票数がその名簿の得票数の半分以上ならば、印刷されている順序に従って当選者がきめられる。(ii)そうでない場合は、優先投票及び他の名簿に記入されている候補者の得票の合計が多い順序に当選がきめられる。

選挙法が政党を明示的に規定したことがこの選挙法の一つの特徴をなす。これまでの選挙は、名簿の作成に当る者が政党であることを暗然の前提としながらも、明示的には「政党」の用語は全く用いていない。この一九五一年の選

挙法はアパラントマンについて、「全国的な政党又は集団」の間でしかアパラントマンは許されない（六条四項）と、選挙法としてはじめて、「政党」という言葉を明記した。さらに一九五一年五月一二日のデクレは、名簿上の全ての候補者が「全国的な政党又は集団」の公認（investiture）を与えられている名簿についてのみアパラントマンが許されるとして、政党の公認に法上の特権を与えた。⁽¹³⁾ もっともこの場合も、政党と集団が併記されていることは重要な点で、政党をそれ以外の一般の結社と区別し、一般の結社に対する以上の特権を与えているわけではないが、選挙法が政党を正面から取り上げている点は注目される。

第四共和制の三つの選挙法はいずれも名簿投票制を採用しているが、これらの選挙法は政党に対して従来の名簿投票制が与えたよりもはるかに大きな権力を与えた。これらの選挙法における政党の大きな権力はとりわけ次の二点に見られる。第一にこれらの選挙法が比例代表制を伴う名簿投票制を採用することによって、選挙人に候補者個人ではなく名簿を選択させるという態度をとったことである。名簿を作成するのは実際には政党であるから、選挙人に名簿を選択させるといふのは選挙人に政党を選択させることに他ならない。第二にこれらの選挙法の中には、制度上は選挙人が名簿内の候補者の優先順位を変更しうるもの（一九四六年一〇月五日法及び一九五一年五月九日法）があるにしても、この優先順位の変更の制度は事実上は有効に機能しないから、いずれの選挙法の下においても名簿内での当選人の決定は事実上名簿記載の順位に従う制度になっている。当選人が名簿記載の順位に従って決定されるということは、名簿作成者である政党が候補者になる党員に対して極めて大きな力をもつということを意味する。

(1) 一九四三年九月一七日のオールドナンス(D. 1944, I, p. 93)は、「臨時諮問議会」は次の者で構成されたとした。本土の抵抗組織の代表(四〇人)。海外の抵抗運動の代表(二一人)。元老院及び下院のメンバー(二〇人)。県議会の代表(二二人)。結局、臨時諮問議会は抵抗運動と国会及び県議会の代表で構成されたと言える。右の中の、本土の抵抗組織の代表は「フランス抵抗全国評議会」(Conseil national de la résistance française)によって指名されると規定しているが、この評議会には「フラ

ンス抵抗評議会 (conseil de la résistance française) に加盟している政治集団」が含まれることを明記している。

- (2) 一九四四年四月二二日のオールドナンス (一九条二項) は、'景解放委員会'は、「抵抗全国評議会 (Conseil National de la Résistance) に加盟し、且つ県内に存在している抵抗団体、組合、政党」で構成されると規定した。右のオールドナンスによつて D. 1944. L. p. 97.

- (3) 一九四四年一〇月二日のオールドナンス (S. 1945. L. p. 1669.) は先の「臨時諮問会議」の構成を大幅に変え、この会議は次の二四八人のメンバーで構成されることになった。本土の抵抗運動の代表 (一四八人)、海外抵抗運動の代表 (二八人)、以前の議会 (両議院) の代表 (六〇人)、海外領土の代表 (二二人)。そして、「下記の本土の抵抗運動の組織は次に定める人数の代表者を指名しうる」としてつた。この抵抗運動として、Alliance démocratique (3人), Démocrates populaires (4人), Fédération républicaine et républicains nationaux (3人), Parti communiste (6人), Parti radical-socialiste (6人), Parti socialiste (6人) があげられている (カッコ内は代表者の数)。

- (4) 比例代表制は当時の世論の支配的な要求であり、且つ当時の三大政党、共産党、社会党、M. R. P. に最も有利と考えられていた。比例代表制をめぐる当時の議論については樋口、第四共和制フランスの議院内閣制についての一考察、法学二六卷九三頁以下、とくに同九八頁以下参照。

- (5) D. 1945. L. p. 161.

- (6) J. Chapsal, La vie politique en France depuis 1940. P. U. F., 2^e éd., 1966, p. 605.

- (7) この方法による議席配分の例によつて、西原氏のあげている例を借りて記しておく。いま仮りに左表の様に五党の名簿が提出されているとしよう。

名簿	定数	有効投票	当選基数	得票÷基数	基数法による議席
A 党	6	93,998	93,998 ÷ 6 = 15,666	2 余り	2
B 党	6	32,360		1 "	1
C 党	6	20,366		0 "	0
D 党	6	11,829		0 "	0
E 党	6	13,991		0 "	0
計		15,452		0 "	0
		93,998			

この表でAの得票はこの基数の二倍を越えているからまず二議席を得る。B党も基数を越えているから一議席が与えられる。C、D、E党の得票は基数に達していないからこの方法による議席配分に与えることはできない。この基数法ではまだ三議席が配分もれで残っている。この残りの議席は最大平均方式で配分される。

最大平均方式は各党の得票総数を一、二、三……という自然数で割り出しその商が大きい順序に従い議席を配分する。先の表で

名 簿	得 票 数	1/2	1/3	最大平均方式による議席
A 党	32,360 ①	16,180 ③	10,786	2
B 党	20,366 ②	10,183		1
C 党	11,829			0
D 党	13,991			0
E 党	15,452			0

(①, ②, ③)はこの方法による議席配分順序)

となる。

この二つの方法の組み合わせによる最終的な議席配分はA党四、B党二、C党、D党、E党0となる。ちなみに六議席全部を最大平均方式で配分すればA党二、B党以下各一となる。一九四五年の選挙法が大政党に有利に働くことは明らかである。

(8) この選挙法は、D. 1946. L. p. 386.

(9) この選挙法は、D. 1951. L. p. 185. 一九五一年法の制度を定めた理由は、共産党とフランス人民連合(R. P. F.)の勢力を弱め、政府の基盤をなしていた中央派の諸政党の勢力を増強するためであった。従来の比例代表制の方法による選挙が、体制に反対する右の二政党に多数の議席を与えることを恐れて、中央派の弱小諸政党がこれに対抗して手を結びうる制度としてアバランマンを導入し、共産党およびフランス人民連合のとくに強いセーヌ県及びセーヌ・エ・オワーズ県では両党による議席の独占を妨げ、小政党に有利にするために最大剰余方式が採られた。

(10) 共産党及びドゴール派のR. P. F.を不利にする意図は実際の選挙において、相当程度果された。とくに共産党にとってこの選挙法は不利で、同党は一九五一年六月一七日の選挙で二五・九%の得票がありながら一七・八%の議席しか得られなかった。J.-M. Cotteret, C. Émeri, P. Lalumière, *Lois électorales et inégalités de représentation en France 1936-1960*, A. Colin, 1960, p. 304.

(11) この方法による議席配分について先に用いた用例で説明すると、

定数	6	有効投票	93,998	当選基数	93,998 ÷ 6 = 15,666	
名簿	得票数	得票÷基数	基数法による議席	剰余法による議席		
A 党	32,360	2 余り 1,028	2	0		
B 党	20,366	1 "	4,700	1	0	
C 党	11,829	0 "	11,829 ③	0	1	
D 党	13,991	0 "	13,991 ②	0	1	
E 党	15,452	0 "	15,452 ①	0	1	
計	93,998					

(①, ②, ③)は剰余法にもとづいて議席が配分される順序)

となり最終的議席配分はA党二、B党一、C党一、D党一、E党一となる。

(12) この「全国的な政党又は集団」とは、三〇以上の県で、同一の党(集団)の名前で候補者を出す政党(集団)とされている(同法六条八項)。

(13) 一九五一年五月一二日のデクレ(D. 1951. L. 192.) 一条。

第三節 第五共和制下の選挙法における政党の地位

現在のフランスにおいて、議会選挙であれ、大統領選挙であれ、あるいはレフェレンダムであれ、およそ選挙(投票)において政党が実際に極めて大きな役割を果していることは疑いえない。ところが選挙に関する諸法規が政党を正面から取りあげることがなく、政党に言及することすら極めて少ないという点は従来と余り変っていない。制度上は、現在においてもなお、選挙は基本的には候補者個人の闘争として位置づけられているのである。

第五共和制下の選挙法における政党の地位に関してはとくに次の諸点が問題になる。第一は、国民議会議員の選挙

に関する法である一九五八年一〇月一三日のオルドナンスにおいて政党がどのように位置づけられているかという問題。第二は、第五共和制の下で初めて現れた選挙運動において政党に放送利用の権利を与える制度の存在。第三は、政党による候補者の公認及び候補者の党名使用を法的に重要な事実であるとした憲法院及び司法裁判所の判決があることである。以下これらの諸点について順次検討していく。

一、国民議会議員の選挙制度における単記投票制の採用

第五共和制下の国民議会議員の選挙制度は、憲法二四条の「国民議会の議員は直接選挙により選出される」との規定をうけた、一九五八年一〇月一三日のオルドナンス⁽¹⁾により定められた。

このオルドナンスはアロンディシマン⁽²⁾ (arrondissement 日本で言えば郡に相当する) を単位とする単記・二回投票制である。第一回選挙で当選するためには過半数の得票を要し、過半数の得票をした者がいない場合は二回目の選挙が行なわれる。第二回選挙では相対的に最も得票の多い者が当選となる。

この制度は共産党を有利にする比例代表制と右派の、C.N.R. (新共和国連合) と独立派を有利にする名簿投票制のいずれをも拒けようとの意図から生れたもの⁽²⁾ と言えるが、小選挙区・単記投票制は、政党の影響力を弱め、候補者個人と選挙区民との結びつきを強くする制度であるから、この制度の採用は選挙における政党の役割を第四共和制の下におけるよりも低下させたことを重視しなければならない⁽³⁾。

二、選挙運動において政党及び集団に対して放送利用の権利を与えたる制度

一九六六年一月二九日法は「政党及び集団」に対して議会選挙の選挙運動の方法として国営放送を利用する権利を与えたものとして重要である。また一九六四年三月一四日のデクレは、大統領選挙の選挙運動の方法として候補者に許される放送利用を「政党又は政治集団」が代ってなしうるとした点で政党に役割を与えたものとして重要である。

一九四五年九月一九日のデクレ以来、議会選挙がある毎にデクレによって政党に対して国営放送の利用を認めていたが、一九六六年二月二九日法はこれを永続的なものとして制度化した。⁽⁴⁾

同法は「政党及び集団」はフランス国営放送を議会選挙のための選挙運動に利用できるとし、放送利用時間（第一回選挙の時は三時間、第二回選挙の時は三〇時間）は「国民議会の議員グループに代表されている政党及び集団」に對して、多数派に属するグループとそれに属さないグループが同じ時間をもつように、各グループに割り当てられると規定した。同法はこのように、放送の利用を国民議会で議員グループを有している、つまり三〇人以上の議員を有している「政党及び集団」に限るとの原則をとり、その例外として、第一回選挙に七五人以上の候補者を出している「政党又は集団」には七分間の放送利用時間を与えるとした。

一九六四年三月一四日のデクレは、大統領選挙の選挙運動において放送利用の権利を候補者に対して与えたが、同法は「各候補者は、その活動が国の領土の全体に及んでいるもので、候補者によって指名された政党又は政治集団が放送に参加することを要求しうる」とし（七条）、大統領選挙の選挙運動における政党の役割を制度上も認めた。

三、政党による候補者の公認又は候補者の党名使用をめぐる判例

現在においては単記投票制度を採用する選挙法の下においても選挙において政党が大きな役割を果たすことは疑いない。選挙民にとっては、候補者がどの政党に所属しているかということは投票の際の判断に大きな影響をもつから、候補者が偽ってある政党の公認を得たと主張して当選したばあいには、当選の効力に影響を及ぼすのではないかが問題になりうる。また党名の使用は法的に保護するものではないかということも問題になる。これらの問題について、憲法院及び司法裁判所は積極的に解し、政党の存在を法的にも無視しえないものと判断している。

(一)、候補者に対する政党の公認の有無が選挙の無効をもたらすか否かに関する憲法院の判決

第五共和制の下では、国民議会の議員の選挙について、選挙の無効を主張する訴えは憲法院に提起される。選挙法は政党に全く言及していないのだから、候補者が党の公認を得たか否かは、形式的には選挙の効力とは全く関係がないとも言えるが、憲法院は、党の公認の有無を理由とする選挙無効の訴について、公認の有無、その選挙結果に及ぼす影響について審査している。

公認の援用をめぐる憲法院の基本的態度は次のとおりである。⁽⁶⁾

(1) 当選した候補者が党の公認を名乗っていたばあい、まず公認が有効に与えられたか否かを審査する。

(2) 当選した候補者が、不正に、ある政党又は政治集団の支持を利用していたばあい、憲法院はこの事実が投票結果を変更する程の影響をもつか否かを審査する。⁽⁷⁾

(3) 候補者が実際に政党の公認を得たか否か解らないばあいは、公認を得たとの主張を善意でなしたか否かを審査する。⁽⁸⁾

結局憲法院は公認の援用が選挙の無効をもたらすことに対しては極めて厳格な要件を課しているが、そのような場合がありうるとの判断を示した。党の公認という選挙法が全く言及していない事実を司法機関が重視している点が重要である。

(二)、司法裁判所による党名使用の権利の保護

党の名称を使用する資格の有無をめぐる争いが司法裁判所に提起されたことは少いが、これまで二つの事件において、司法裁判所は、党名使用について、正当な権利者を保護するとの態度を示した。

一は第四共和制下の一九五六年に、急進社会党 (Parti R publicain Radical et Radical-Socialiste) を離れた人々が新党を結成し、新党に Radical-Socialiste という名前をつけたのに対して、急進社会党が、自分達の党と紛らわし

い名前を用いたことを理由に、損害賠償を請求した事件である。

裁判所（セヌ民事裁判所）は、(1) Parti Radical et Radical-Socialiste は一九五六年の分裂前、一般に Radical-Socialiste と呼ばれていたこと。(2) Parti Radical et Radical-Socialiste 自身、宣伝目的の出版物、執行委員会から党員に渡す党員証等において自らを Radical-Socialiste と称してきたこと。(3) Parti Radical et Radical-Socialiste は多くの公文書、判決等において、Radical-Socialiste という名前で呼ばれてきたこと。(4) その結果、Parti Radical et Radical-Socialiste と Radical-Socialiste は区別がつかないこと、の諸点を指摘し、新党の指導者は、「Parti Républicain Radical et Radical-Socialiste が独占権をもつていた Parti Radical-Socialiste という名称」を用いることによって損害を与えたとして、損害賠償の請求を認めた。⁽⁸⁾

いま一つは、第五共和制下の一九五八年の議会選挙の際に、M. R. P. の公認をめぐって生じた事件である。一九五八年一月二三日の議会選挙において、M. R. P. のトゥルコワン (Tourcoing) 支部は、その書記バスタール (Bastard) の立候補を提案したが、M. R. P. の北部連合会の執行委員会はバスタールを斥け、他の人物を候補者に指名した。前記支部は、この決定に従うことを拒んだため解散させられたが、それにもかかわらず、M. R. P. の名前を用いてバスタールを立候補させた。M. R. P. はバスタールに対して、党の名前を用いたビラの差押えを求めて訴を提起した。

裁判所（リル民事裁判所）は、「もし党規約が、連合会の執行委員会のみが、……活動家が立候補するのを許す資格を有すると規定しているならば、この公認を得ず、地方支部の公認を得たにすぎない候補者は、党の候補者である」と名乗ることはできない」として、党の公認を与えられたか否かの判断については、党の規約を尊重するとの態度を明らかにした。⁽⁹⁾

- (1) 一九五八年一〇月一三日のオルドナンスは D. 1958. L. p. 345.
 - (2) この選挙法の制定にはドゴールの意思が強く働いたと言われる。政府内でドブレ、スーステル、ビネーら多くは名簿投票制の採用を主張していた。しかし、一九五八年九月二八日のレフエレンダムで七九%という圧倒的な支持を受けたドゴールは、この結果を見て、名簿投票制の採用によって、「甚だしく右よりの『超ヨーロッパ的』議院が生じることを恐れて、小選挙区制を採用したと言われる。M. Duverger, Paradoxes d'une réforme électorale, in Association française de science politique, Le Référendum de septembre et les élections de novembre 1958, A. Colin, 1960, p. 224-227. cf. J.-M. Cotteret, C. Emeri, P. Lalumière, Lois électorales et inégalités de représentation en France 1936-1960, A. Colin, 1960, p. 357-361.
 - (3) ドゴールが第四共和制の政党勢力に反感を抱いていたことは一般に知られているところであり、この選挙制度はそういうドゴールの気持ちにも適合したものであると言える。
 - (4) C.-A. Colliard, Libertés publiques, op. cit., p. 535, cf. Ch. Debbasch, Le droit à l'antenne à propos de la campagne électorale D. 1967. chronique, p. 19.
 - (5) 同法は選挙法典 (code électoral) の選挙運動 (propagande) に関する規定を補完したものである。同法及び D. 1967. L. p. 34.
 - (6) L. Philip, Le contentieux des élections aux Assemblées politiques françaises, L. G. D. J., 1961. p. 159. et suiv., M. R. Kheitmi, op. cit., p. 227.
 - (7) 一九五八年十一月の国民議会選挙で当選したエブラール (Ébard) が事実に対して党の公認を得たと主張していたことを理由に、エブラールが立候補していた選挙区の選挙を無効とする訴えが出された。エブラールを当選とした選挙が無効であることを訴える主張は二点からなっている。第一に、エブラールが、多数のポスターにおいて、「U. N. R. の唯一の候補者」と名乗ったが、実際には U. N. R. の公認を受けていなかった。第二に、彼が事実上反して「Indépendants et paysans, R. G. R., 及び Centre républicain」の支持を受けていると主張した。
- この訴えに対し、憲法院はエブラールは Indépendants et paysans の権限を有する地方組織の支持を正当に受けたと判断した後、次のように言った。「仮りにエブラールが R. G. R. および Centre républicain の支持を利用したとしても……第一回選挙においてこれら二つの組織を名乗ることのできた候補者によって得られた票が少くないこと、および、第二回選挙によって当選とせ

られた候補者の得票と Texier-Vignancour (次点となった候補者——筆者註) の得票の差が大きいことを考慮すると、それは選挙の結果を変える程の影響力をもたない。』Recueil des décisions du Conseil Constitutionnel et de la Commission Constitutionnelle Provisoire (以下 C. C. P. と略す) 1958-1959, 6 fév. 1959, p. 177.

同じ一九五八年十一月の選挙において、デュフォー (Dufour) 候補が宣伝用の回状および彼の名前を印刷した投票用紙に、Centre national des Indépendants Paysants, Démocratie chrétienne 及び l'union pour la Nouvelle République (U.N.R.) の候補者と記していたが、実際には U. N. R. の公認は得ていなかったという事件が争われた。

憲法院は、この事件について、こう判断した。「一方で第一回選挙で U. N. R. の候補者によって獲得された得票数を考慮し、他方で、当選を宣言された候補者その他の候補者の間の莫大な得票の差を考慮すると……不正行為が選挙の結果に対して決定的な影響を及ぼすことがありえたとは思えない。』C. C. P., 1958-1959, 23 déc. 1958, p. 91.

- (8) 当選した U. N. R. 所属のラディウス (Radius) が、Démocratie chrétienne de France の支持を受けたとの記載が新聞及びポスターに見られたがそれは事実と反するからこの選挙は無効であるとの訴えが憲法院に提起された。これに対して憲法院は、『Bas-Rhin 県の U. N. R. の候補者は Démocratie chrétienne de France の支持を受けた旨の地方新聞の記事も、ラディウスのポスター及びパンフレットに現れた同じ内容の情報も、事態の状況と全国及び地方のレベルで Démocratie chrétienne de France によってとられた態度を考慮すると、これらの情報が悪意で発表されたと非難することはできない。また、このような条件の下では、これらの情報が選挙の結果をゆがめる性質を有する不正 (manœuvre) を構成したという申立は容れられない』C. C. P., 1958-1959, 20 janv. 1959, p. 155.

- 全く同様の判決が、同じ Bas-Rhin 県第七選挙区の選挙無効を求める申請に対してなされた。C. C. P. 27 janv. 1959, p. 163.

- (9) Trib. civ. de la Seine, 27 mars 1957, D. 1957. Sommaire, p. 93.
- (10) この事件で、バスタールは党の公認を名乗る資格はないとされたが、彼によって配布されたビラ等の差押を求める請求は、『党 (M. R. P.) はバスタールの資格の欠除について知らせるために、宣伝手段を有している』という理由で、斥けられた。Trib. civ. de la Lille, 12 nov. 1958, D. 1959, Sommaire, p. 16.

第四章のまとめ

第四共和制以前のフランスにおける名簿投票制の展開は、同時に、名簿に、言いかえれば名簿作成者である政党に

次第に有利な地位を与えて行く過程でもあった。普通選挙がはじめて実施された時の選挙法である一八四八年法は候補者名簿を用いて投票する方法を採用した。しかしこの選挙法の下では、名簿が用いられたとは言っても、候補者は単独で選挙に臨むか名簿の一員として選挙に臨むかを選択しえたし、選挙人はいずれか一つの名簿を選択するのではなく、名簿の中の候補者個人を選ぶのであり、選挙人は選挙区の議員定数の数だけの候補者に票を投じることができるとは異なる名簿の中から候補者を選ぶこともできるのであった。それ故、この選挙制度は名簿を単位として投票する本格的な名簿投票制とは言えない。一八八五年の選挙法も二回選挙制が取り入れられた点を除けば、これと同じである。一九一九年の選挙法の制度は基本的には一八八四年法の制度と同じであるが、投票数の過半数の得票をした候補者を当選として残余の議席がある場合には名簿間の得票数に比例して名簿に配分される（残余議席についてのみの比例代表制）という方法をとった。この制度は本格的な名簿投票制に一步近づき、議席配分について名簿に利益を与えていると言える（以上第一節）。

第四共和制下の三つの選挙法はいずれも立候補が、政党が作成する候補者名簿の提出によってなされ、選挙人は候補者個人を選ぶのではなく名簿を選ぶという意味で本格的な名簿投票制を採用し、当選者の決定は名簿の得票の大きさに応じるといふ比例代表制を採用した。名簿投票・比例代表制は二つの意味で、政党の党員に対する大きな権力を許す制度である。一は、立候補者決定について政党が支配権をもつことであり、二は、名簿内の順位の決定によって誰を当選させるかについて政党が実質的決定権を有することである。第四共和制下の選挙法はいずれも比例代表制を採用することにより、選挙を政党間の争いにしたと言える。

第四共和制下の選挙法は、同時に、多分に人工的な議席配分方法によって特定の政党を有利にし又は不利にするという特徴をもっていた。一九四五年法は大政党に有利な議席配分方法を採用していたし、一九五一年法は共産党と

R. P. F. を不利にする意図をもっていた。

第五共和制の下において、国民議会の選挙法は単記二回投票制を採用した。この制度の下においては、政党の候補者に対する支配力は比例代表制を採った場合よりは弱まる。しかし、この制度の下でも、選挙において政党が実際に果す役割は大きいから、司法機関も選挙において政党が果す役割を無視しえないことになった。こうして、憲法院は国民議会議員の当選無効の訴を審査するにあたっては当選を宣せられた候補者が実際に党の公認を得ていたか否かを議員の当落に影響する事実として取りあげる場合がある（全く無視することはない）との態度を示した。また司法裁判所は、党の名称を使用する権利は、実際にその名称を使用する資格のある者が排他的に使用しうる権利であるとした（第二節）。

第五章 憲法における政党条項の設定

既述のように、第五共和制憲法はじめて政党条項を設定した。政党に関する規定を憲法の中に設けようとの動きは第四共和制憲法制定の時にも強くあったが、そこでは実を結ばなかった。

第四共和制憲法制定時の政党条項設定の試み及び第五共和制憲法における政党条項設定の経過をふりかえって、政党条項設定の際に出された問題を明らかにし、且つ現行憲法四条の意義を考察しよう。

第一節 第四共和制憲法における政党条項設定の試み

第二次大戦直後、国家権力が再建される前に、政党が統治機構の中で大きな役割を果していたこと（（第四章第一節参照））もあって、第四共和制憲法制定当時、政党の重要性が多くの人々によって認められていた。そのことは第四共和制憲法制定当時発表された共産党および社会党の憲法草案が⁽¹⁾いずれも、間接的ながら、政党に一定の役割を与えていたことに

説
も示されている。こうした中で、第一次憲法制定議会に設けられた憲法委員会 (Commission de la Constitution) もまた政党条項設定の問題を取りあげた。

一九四五年一二月七日、憲法委員会は、賛成二二、反対一七、棄権一で、次の四原則に基づく政党条項を憲法に設けることを可決した。⁽²⁾

一、複数政党制の確認

二、政党が人権宣言の基本的諸原則に同意する義務

三、政党が民主的組織をもつ必要性

四、政党の出費と収入の統制

この構想には社会党、M. R. P. U. D. S. R. (民主社会主義抗戦同盟) が賛成したが、共産党及び右派の独立派が反対した。共産党が反対したのは自らが排除されることを恐れたからであり、独立派の反対は議員の政党への従属をもたらすことを恐れたからである。⁽³⁾

憲法委員会におけるその後の審議で、次のような政党条項を、人権宣言の中に設けるとする草案が提出された (一九四六年二月二〇日)。

「一党制は、共和主義的自由 (la liberté républicaine) の原則に反するものとして禁止される。選挙人は合法的につくられた政党 (partis politiques légalement constitués) に所属する候補者の中から選択をなす。次のもののみがこの合法的につくられた政党という性格をもつ。

a 憲法の冒頭に記される人権宣言によって確立された諸原則に同意する (adhèrent aux principes posés par la

Déclaration des Droits de l'Homme) 政党

b その内部組織が民主主義の規則にかなう (répondent par leur organisation interne à la règle démocratique) 政党

c その収入・支出について、国家の統制を受けいれる政党⁽⁴⁾

右の政党条項の草案は、政党に対して a、b、c の要件を課した点とともに、選挙人は右の要件を備えた政党の候補者にしか投票しえないとし、いわゆる合法的な政党に具体的法的な特権を与え、政党を規制した点に特徴がある。そして、この後者の、政党を規制する点が、「選挙人及び候補者の自由」を害するものとして反対され、結局、この条項は満場一致で削除することが可決された(一九四六年二月二〇日)。

こうして、一九四六年四月一九日の第一次憲法草案(レフエレンダムで否決されたため草案にとどまった)は政党に言及する条項は設けるに至らなかったが、その人権宣言の中に、「すべての人間は、自由に結社を結成する権利をもつ。ただし、その結社が人権宣言で保障されている諸自由を害したり、または、害しようとしたりすることは許されない」(一九条)とする結社に関する条項と議員グループに言及する一條(五六条)を置くことになった。⁽⁶⁾

第四共和制憲法である一九四六年一〇月二七日憲法は、政党そのものに関する規定は全く置いていないが、先に第三章で示したように、議員グループに有利な地位を与える三ヶ条を置いている。

(1) 当時発表された共産党の憲法草案は、国民議会の選挙は比例代表制によってなすこととしていた(八条)し、社会党の憲法草案は、国民議会はその理事部を比例代表で選出する(五三条)としていた。両党の憲法草案は、R. D. P. 1946, p. 156 et suiv.

(2) R. D. P., 1946, p. 305.

(3) M. R. Kheimi, op. cit., p. 284.

(4) Comptes rendus analytiques imprimés en exécution de la résolution votée par l'Assemblée le 25 avril 1946, 1946, p. 425.

(5) とくに R. Capitant がこのことを強調した。Comptes rendus. op. cit., p. 425-426.

(6) 第五六条は、「國民議會は、毎年の会期の初めに、グループの比例代表の方法でその理事部を選出する」と規定した。

第二節 第五共和制憲法における政党条項の設定とその意義

第五共和制憲法は憲法として初めて政党そのものを対象とする規定をおいた。即ち第四条は「政党及び政治集団は投票による意思表示に協力する。それらは自由につくられ、且つ自由に活動をなす。それらは国家主権及び民主主義の諸原則を尊重しなければならない。」と定めた。この政党条項がどのような経過で設定されたか、また政党条項がいかなる意義を有するか明らかにしよう。

一、政党条項設定の経過

この条項は政府の予備草案 (avant-projet) ではなく「憲法諮問委員会」(comité consultatif constitutionnel) で付加された。この条項の意義を明らかにするため、同委員会における討議を見てみよう。⁽¹⁾

予備草案二条は次のように規定していた。

「国民主権は人民に属する。

(二行目略)

人民はその代表者とレフェレンダムによってそれ(主権)を行使する。

投票は憲法によって規定された場合(Cas)により直接的又は間接的でありうる。それは常に普通・平等・秘密(の投票)である。

(五行目略)」

Bruynee, Barrachin, Chardonnet がこの二条に次の内容の二項を付加する修正案を出した。「意見と表現の自由 (la liberté d'opinion et d'expression) は全ての者に保証される。しかし政治的結社及び集団は民主主義の諸原則を取

り入れなければならず、且ついかなる外国の支配をも受けいれてはならない (doivent s'inspirer de principes démocratiques et n'accepter aucune obéissance étrangère)⁽²⁾」

Bruyneel は提案理由を説明して言った。

「フランス及びイタリアを除いて、全ての西欧諸国家は、共産主義者による (国家の) 壊乱 (subversion communiste) に対する国家体制の保護を組織しているのであり、共産主義者の壊乱がわが国にもたらした不幸な結果については、あなたがた皆が知っているであろう」

また提案者の一人 Barrachin はこう言った。「国家の全ゆる機関における共産主義者の活動がフランス民主主義の弱さの最も大きな理由であることは誰も否定しない」

Frey はこの修正案に二点の修正をほどこした上で賛成すると言った。一つは「しかし」の語を削除する。いま一つは「民主主義の諸原則を取り入れなければならない (doivent s'inspirer des principes démocratiques)」との表現になおすことである。

これに対して共産党排除を志向する Marcihacy はなお「政治的結社及び政党はいかなる外国の支配 (obéissance) をも受け入れてはならない」との条項をおくことを主張した。

議論の展開する中で Teigen が基本的な問題の所在を指摘した。「修正案はなお多くの問題を提起している。『民主主義の原則』が何であるかを誰が判断するのか? 政党がそれらの原則を守っているか否かを誰が言うのか? 議会が裁判所か? 共産主義者は、我々が彼らが真の民主的原則と呼んでいるものを守っていない、と言って我々を非難しているのを忘れてはならない」。

結局修正案については作業グループ (Groupe de travail) で検討し、後日再び審議することにした。後日、Bruyneel

が、作業グループが次の条項を可決したとして提出した。⁽³⁾「政党及び政治集団は憲法に含まれる民主主義の諸原則を尊重しなければならない。組織法がこの条項の適用の態様を定める。」

Bryneel は、外国の支配云々という表現を削除したのは、そのことは民主主義の原則の尊重の中に当然含まれると考えたからだとし、組織法がこれに対する制裁にふれるのが適切だとの趣旨の発言を加えた。

政党に関するこの条項をおくことに対して、かかる法文をおくことは有効でないとする意見や、将来この法文を乱用する政府が現れないという保証はないとしてこの条項をおくことに反対する意見も出されたが、結局委員会は作業グループが可決したとして Bryneel が提案した修正を可決した。憲法の最終草案においてはこの法文のうち組織法云々のことが削除されて現行憲法四条の文言になったのである。

右にあげたこの条項の制定経過から、右の条項は、政治結社が「民主主義の諸原則を取りいれなければならない、且ついかなる外国の支配をも受けいれてはならない」との規定によって共産党を排除しようとする人々と、これに反対する人々の間の妥協の産物として生れたものであることがわかる。審議過程において、「民主主義の諸原則」には外国の支配を受けないことを含むとの主張もあったが、実は、「民主主義の諸原則を尊重しなければならない」との規定が法的にどのような効果を有するかは明らかにされなかった。この点は、後の法の運用に委ねられたものとも解せられるが、「組織法がこの条項の適用の態様を定める」とする規定が削除されたことは、憲法制定者は、この四条の「民主主義の諸原則」に法定効力をもたせる意図をもっていなかったものと見ることができる。

二、憲法四条の意義

この政党条項がいかなる意義を有するかということを、法的意義と道徳的ないし精神的意義とに分けて考察しよう。

先ず法的意義を検討するが、第一に政党に何らかの特権を与えているか、第二に政党に何らかの規制を課しているかを順次検討する。

(一)この条項は政党にあらたに法上の特権を与えているか。この点で二点について検討することを要する。第一の点は「政党及び政治集団」に対して「投票による意思表示に協力する」という役割を与えている点であり、第二の点は、右の両者の「自由」を宣言している点である。この二点は、果して法的に政党に特権を与えているものと見うるであろうか。

第一に、言うまでもないことであるが、「投票による意思表示に協力する」という役割は、この条項によって初めて政党及び政治集団に与えられるわけではない。この条項は、これまで政党が果たしてきた役割を確認するものにすぎない。しかも、「投票による意思表示に協力する」という役割を政党及び政治集団に限るとする趣旨の規定でないこと、政党と政治集団を区別していないことを考えると、本条項は、右の役割において、政党に法上の特権を与えたものではないことは明らかである。

第二点の、政党及び政治集団に対する「自由」の宣言についても、本条項がそれらに初めて自由を保障したわけではないし、それらに対する自由を特別に保障したわけでもない。第一章でふれたように、現代においては、結社の自由は憲法的な権利として保障されているのである^(第一章第二節参照)。

(二)この条項が政党に対して課している規制は法的な効力を有するであろうか。本条項は、政党及び政治集団に対して、「国家主権及び民主主義の諸原則を尊重しなければならない」という規制を課している。この規制は法的効力をもつものであろうか。

第一に、「国家主権及び民主主義の諸原則の尊重」という義務は、既に、実定法によって、結社に対して課されて

いる。即ち、国家主権を侵害する政党・結社は一九三六年法のいう、「国の領土の完全性に攻撃を加える」結社として規制の対象とされているし（第二章第三節）、「民主主義の諸原則」に違反する政党・結社は、一九〇一年法の違法な結社の解散の制度（第二章第二節）及び一九三六年法の暴力主義的結社の解散の制度（第二章第三節）による規制の対象となっている。それ故、国家主権及び民主主義の原理の尊重のために、本条項が設けられなければならない必然性はとぼしかったと言える。

第二に、先に本条項の制定過程にかんしてふれたように、憲法諮問委員会の最終草案にあった、「組織法がこの条項の適用の態様を定める」とする規定が、最終草案から削除されたことは、憲法制定者が、本条項の規制に具体的方法的効力を与える意図をもたなかったことを示している。

第三に、本条項は違憲政党排除という法的効果を伴わないものとする方向で解釈・運用されている。先にふれたように（第四章第四節）、憲法院は、一九五九年、議員グループの形成に「政治宣言」の議長への届出と官報への掲載を要求した上で、理事部が憲法四条の規定に反すると判断した「政治宣言」については、官報への掲載を延期し議院がそれを受理するか否かを決定する旨を規定した国民議会規則を憲法に違反すると判断した。この判決は、「政治宣言の憲法四条への適合性の評価を専ら国民議会に委ね」ることにより、グループの形成を許すか否かを議院が判断するとした点を違憲としたものである。判決は憲法四条の法的意味がなんであるかについては全くふれていないが、同条についての自由主義的解釈の方向を示したものとして重要な意味をもつ。

結局本条項は、政党に特権を与えまたはこれを規制するという法的効力は有せず、政党の自由な形成と活動を保障することを確認し、且つ政党に「国家主権及び民主主義の諸原則の尊重」という政治的・倫理的義務を課したものと⁽⁴⁾言えよう。

- (1) 以下は Travaux préparatoires de la Constitution du 4 octobre 1958, avis et débats du comité consultatif constitutionnel, La documentation française, 1960, p. 61 et suiv. 248°
- (2) Travaux préparatoires de la Constitution du 4 octobre 1958, op. cit., p. 62.
- (3) 以下一九五八年八月六日の第八回委員会 Travaux préparatoires de la Constitution du 4 octobre 1958, op. cit., p. 81.
- (4) 本条の意義について cf. M. Prétot, op. cit., p. 638-640, M. R. Kheitmi, op. cit., p. 304-306.

む す び

これまで、各章の考察において、フランスの憲法秩序の下において政党がいかなる地位を占めているかを検討して来た。ここで結びにかえて、「政党の憲法上の地位」についてフランスの制度の特徴を指摘した上で、トリールの理論を検討しよう。

フランス憲法における政党の地位は次の三点の特徴をもっている。

第一に、保障及び規制について、政党と一般の結社が区別されていない点である。この点は西ドイツなどの法制との大きな差異である。実定法の下においては、政党は一般の結社と全く同じように憲法的保障を受け（第一章第二節）、且つ一般結社と同じ規制を受けている（第二章）。第五共和制憲法において設定された政党条項も、実は、政党のみを対象としているのではなく、「政党及び政治的集団は」と、政党と政治上の結社を併記しているのであって、政党に一般の結社と異なる特別な地位を認めているわけではない。西ドイツ憲法二一条の政党条項は、正に、政党を他の結社と区別し、これに特別な地位（義務を含む）を与えるために設けられたのであって、両者は、外見的な類似にもかかわらず、基本的に異なるものであると言いうる。

このような、政党と一般の結社とを区別しないあり方をどのように評価すべきであろうか。政党に特別な地位を与

えるべきだとする論者の立場からは反対が出されよう。⁽¹⁾しかし、政党と一般の結社は峻別されるべきものであろうか。実際には、一般の結社で、選挙の時にのみ政治活動をなすものが存在するし、政党がその付属組織として、クラブや青年組織をもつことが少なくない。また政党の活動は一般の結社あるいは私人と協力し合つてなされることこそ自然な姿であつて、一般結社に対して、たとえば、候補者を出すなどの政治活動を許さないとすることは、政党の生き生きした活動を破壊するのではなからうか。このように考えると、実定法も憲法も政党と一般結社とを区別していないフランスのあり方は、極めて自由主義的なあり方を示すものとして、高く評価できると思う。⁽²⁾

第二に、憲法四条のいう、「政党及び政治集団は国家主権及び民主主義の諸原則を尊重しなければならない」との政党を規制する条項が、法的な効力をもつものではなく、政治的ないし精神的・道徳的な効力のみをもつものとして解釈・運用されている点が特徴である。この点にも西ドイツ憲法の政党条項との大きな差異がある。

西ドイツ憲法二一条は、第一項で「政党の内部秩序は、民主的原則に適合しなければならない」とした上、第二項で「政党で、その目的またはその党員の行為が自由な民主的基本秩序を侵害もしくは除去し、またはドイツ連邦共和国の存立を危くすることを目指すものは、違憲である。違憲の問題については、連邦憲法裁判所がこれを裁判する。」と規定し、この条項が違憲政党を排除する法的効力を有することを示している。

西ドイツ連邦憲法裁判所は二一条を適用して二つの政党に対して違憲であるとの判断を下した。最初は一九五二年一〇月二三日のナチス党の再建としての社会主義国権党に対する判決、第二は一九五六年八月一七日のドイツ共産党に対する判決である。後者の判決で連邦憲法裁判所は「現在あるのとはちがった自由民主主義の社会的・政治的特色を追求すれば」違憲であるとして、政党の目的だけの審査から政党が違憲とされることがありうることを、政党の目的が「自由民主主義」の秩序と合致するか否かについては連邦憲法裁判所が判断するとの態度を明らかにした。⁽³⁾

この判決は憲法制定者の予想を超えて偶然に出されたといったものではなく、正に、反民主主義的な勢力に対して「闘う民主制」を設定するという憲法制定者の意図に込められたものであったと言える。戦後西ドイツ憲法を制定した人々が、ワイマールの苦い経験の反省から、「反民主主義勢力の攻撃に対して、みずからを守ることのできる戦闘的民主制 (kämpferische Demokratie) を設けよう⁽⁴⁾」として設けられたのがこの条項であり、憲法制定者は「民主制」という極めて抽象的な要素の判断を含めて、民主主義を守る任務を連邦憲法裁判所に託したのであった。⁽⁵⁾ 先にあげた二つの判決は、連邦憲法裁判所が自らに付託された要請に応えたものであった。

政党の目的という一つのイデオロギーに対して、一国家機関である憲法裁判所が、民主的なものであるか否かを判断するが如きは民主主義にとって極めて危険なあり方だと言えるが、西ドイツ憲法の制定者はこの道を選んだ。フランスにおいても、第四共和制憲法、第五共和制憲法制定の際に、反民主主義的政党を排除する規定を設けることを主張する声があったがそれは大勢を占めなかった。結局、反民主主義的な政党を国家機関の手によって排除することを意図しているか否か、ここにフランスと西ドイツの政党条項との大きな差異があり、これが二つの条項の異なる解釈・運用をもたらしたものと言えよう。

第三に、政党を含む結社が、法律によってかなり厳格に規制されながら司法機関の自由主義的な法の解釈・運用によって大幅な規制を免れている点にフランスの結社に関する法制のいま一つの特徴がある。フランスは、憲法典に違憲な政党の排除を規定するというあり方をとらない代り、結社一般を一九〇一年法及び一九三六年法という二つの実定法によって厳格に規制するという方法をとっている。この二つの法律は政党・結社をその目的だけの審査から違法とする可能性を含んでいるといえるが、これらの法律の適用の任にあたった司法機関(司法裁判所及び国務院)はそのような態度をとらず、「暴力」の要素を伴う結社のみを規制するという態度をとっている(第二章参照)。フランス

の結社に関する法制は結社のイデオロギーに対して寛大であると言えるが、それは憲法の政党条項の規定の仕方だけでなく、司法機関の法の運用のあり方によるところも大きいといえる。

フランス憲法における政党の地位の考察はまたトリーパーの理論、とりわけ彼の言う政党の憲法的編入の意義に関して一つの疑問を提起する。

トリーパーは有名な「憲法と政党」の論文の中で、政党に対する国法の態度は歴史的に見て、敵視の段階、無視の段階、法律による承認と合法化の段階、憲法的編入の段階と進んで来たと言った。⁽⁶⁾トリーパーの説く政党の憲法上の編入の段階は必ずしも明快ではないが、「国家が政党を基礎として成立する時代」⁽⁷⁾と言っている処から見ても、積極的には憲法において政党に役割を与える条項が設けられていること、消極的には憲法において政党の役割を否定するような条項が存在しないことをもって憲法的編入の段階を示すメルクマール⁽⁸⁾と見えてよいであろう。西ドイツ憲法はその二一条の存在の故に憲法的編入の段階に入ったものとされるのが一般的であるが、これは右のようなトリーパー理論の理解の上に立っているものと言える。この見方に従えば、フランスにおいては、政党に役割を与える条項⁽⁹⁾を設けた第五共和制憲法は第四共和制憲法よりも一段と進んだ段階にあるものと見られるであろう。しかるに、これまでの考察によれば、憲法秩序における政党の地位は、実際には、第四共和制憲法の下における方が第五共和制憲法におけるよりもはるかに高かったのである。

第四共和制の下では、国民議会の選挙制度として、政党本位の名簿投票制・比例代表制がとられ、憲法自身が議員グループに若干の役割を与えていたし、議会法が議員グループに大きな役割を与えるなど政党の地位は極めて高かった。第五共和制の下では、国民議会の選挙制度として単記投票制がとられ、憲法の議員グループへの言及が姿を消し、議会法における議員グループの地位が低下するなど憲法秩序における政党の地位・役割は第四共和制に比して低

下している。

しかし政党条項を設けた第五共和制憲法の下において政党条項を設けていない第四共和制憲法の下におけるよりも政党の地位が後退しているということも仔細に事情を検討して見ると少しも不思議ではない。第四共和制憲法制定者は政党の役割の重要性を認識し憲法典に政党に関する規定を設けようとしたが、憲法に政党条項を設けることの困難と予想される弊害の故にそれを放棄し、他面で、憲法に、政党の議会内勢力とも言える議員グループに特権的な役割を与える規定を設けるという態度をとったのである。これに対して、第五共和制の政党条項は、成立した時にはその当初の意図は貫徹されなかったのであるが、共産党という特定の政党を規制・抑圧することを意図する人々の発案に端を発しているのである。このような事情を知って見ると、フランス憲法における政党の地位の変遷（とくに第四共和制から第五共和制への変遷）の実情が政党の法律による承認と合法化の段階から憲法的編入の段階への発展を説くトリール理論に適合しないということは、一面ではフランスの特殊性を示すものではあるが、それ以上にトリール理論の問題性をも示している。それは、一言で言えば、トリールは、「憲法と政党」を論じるにあたって、考察の対象を憲法典を中心にし、憲法典が、政党に役割を与えた条項を設けているか否か、政党の働きを規制する条項を設けているか否かを考察したという点である。これまでのフランス憲法における政党の地位の考察は、一国の憲法が政党に対してどういう態度をとっているかは、憲法典だけではなく、諸法令や判例等をも含む憲法秩序を考察の対象にすることの必要性を示している。それは同時にトリール言う「憲法的編入」の観念をとらえなおすことの必要性、少なくともそれを無条件的に、「憲法と政党」の関係における最も進んだ段階として位置づけることの不適切なことを示していると言える。

(一) たとえばハイテは、政党を他の結社から区別し、「政党に、憲法上、『特権的地位』を与える」という点を、政党の憲法的融合の

一つのマルクマールとしている（前掲・小林昭三「政党のいわゆる憲法的融合について」一〇九頁）。このような論者の立場からはフランスのあり方は高い評価は与えられないであろう。

- (2) なおこの立場は、政党が一般結社と同様に「私的な制度」(institution privée) (M. R. Kheimi, op. cit., p. 7) である」とを当然に、前提としている。

- (3) ドイツ共産党を違憲とした判決は、「二二条二項は具体的企行を要件としない。党の政治的方針が原則的におよび永続して傾向的に自由・民主的根柢秩序に向けられている意図により決定されれば十分である。」「政党が、一切の自由・民主的秩序一般をよりたやすく排除する過渡段階として利用しようとするため、連邦共和国において現在あるのとちがつた自由民主主義の社会的・政治的特色を追求すれば、それだけで違憲である」とした（傍点筆者）。結局、判決は、政党が現在ある「自由民主主義」の体制とは異なる体制を目ざすばあい、その意図（ないし目的）を審査して違憲の判断をなしようとしたのである。西ドイツ共産党違憲判決について、別冊ジュリスト二三号、ドイツ判例百選（有斐閣）一二頁以下の影山日出弥教授の論稿を参照。

- (4) 前掲・宮沢俊義「たたかう民主制」一六四頁。

- (5) 宮沢・前掲書一六六頁参照。

- (6) 前掲・トリールベル、美濃部達吉訳「憲法と政党」一頁。

- (7) トリールベル・前掲書二〇頁。

- (8) 前掲・佐藤 功「憲法と政党」三八九頁。丸山 健。

- (9) もっとも第五共和制憲法第四条は西ドイツ憲法二二条よりも政党に小さな役割しか与えていない。それは、(一)西ドイツ憲法二二条は「政党は国民の政治的意思の形成に協力する」とあるに對し、この条項は「投票による意思の表明」に限定している点、(二)西ドイツ憲法は二二条を、第二章の「連邦及び州」の中に規定し、政党に高い地位を与えるという態度をとっている点にあらわれている。前掲・丸山 健「政党法論」一一八頁参照。

La position juridique des partis politiques sous la Constitution française. (3)

Yoshiyasu ONO

À la suite du numero 2 du volume XXVII de cette Revue, on examine dans ce numero la position des partis politiques dans les lois électorales et dans les constitutions françaises.

Avant la IV^e République, les partis politiques ont obtenu une position avantageuse dans les lois électorales par le scrutin de liste. Trois lois électorales de la IV^e République adoptent le système du scrutin de liste, dans lequel l'électeur ne vote pas un candidat mais vote une liste des candidats. D'ailleurs, elles adoptent le système de la représentation proportionnelle, dans lequel les sièges sont répartis en raison du nombre qu'ont acquis les listes des partis. Dans ce système les partis ont un très grand pouvoir sur les candidats. La loi électorale de l'Assemblée nationale sous la V^e République adopte le scrutin uninominal. Dans ce système l'influence des partis sur les candidats est moins puissante que dans le système du scrutin de liste. Mais, en considérant le fait que dans ce système les partis politiques jouent pratiquement un rôle important, le Conseil constitutionnel examine, quand il juge la validité de l'élection, si un candidat a effectivement obtenu le soutien (l'investiture) du parti. Et la juridiction judiciaire a proclamé que le droit d'user le nom de parti est exclusif.

La Constitution de la V^e République établit pour la première fois la clause relative aux partis politiques. Juridiquement cette clause ne donne aucune prérogative ou n'impose aucune réglementation spéciale aux partis politiques distingués des associations en général. Cet article a la signification de confirmer la garantie de formation et de l'action libres des partis politiques et de leur imposer le devoir moral de "respecter le principe de la souveraineté nationale et de la démocratie."

Conclusion

En manière de conclusion, nous indiquons ici quelques traits caractéristiques en ce qui concerne la position juridique des partis politiques sous la Constitution française actuelle et examinons la théorie de Triepel.

Selon nous, la position juridique des partis politiques sous la Constitution française a trois traits caractéristiques suivants. Premièrement, quant à la garantie et la réglementation, les partis politiques ne sont pas distingués des associations en général. Sous la Constitution et les lois

positives actuelles, les partis politiques ont la même garantie et la même réglementation que autres associations. La clause relative aux partis politiques dans la Constitution de 1958 (article 4) a pour objet "les partis et groupements politiques." Selon nous, cette attitude qui ne distingue pas les partis politiques des associations en général est très libérale et préférable à l'attitude contraire. Deuxièmement, bien que les associations (y compris les partis politiques) soient réglementées par les lois positives, elles échappent à la réglementation stricte, spécialement quant à l'idéologie de l'association, grâce à l'interprétation des lois (loi de 1901 et celle de 1936) par la juridiction judiciaire et le Conseil d'État. Troisièmement, la phrase de l'article 4 de la Constitution de 1958, qui dit "Ils (partis et groupements politiques) doivent respecter les principes de la souveraineté nationale et de la démocratie" est interprétée comme n'ayant pas la valeur juridique mais ayant seulement la valeur morale. À cet égard, cet article diffère de l'article 21 du Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland.

Nous avons plus haut montré que l'établissement de la clause relative aux partis politiques dans le texte de la constitution ne signifie pas toujours une estimation plus grande pour la position juridique du parti politique. Ceci présente un doute concernant la théorie de Triepel; il dit que l'attitude de la loi envers les partis politiques évolua historiquement. Il y trouve quatre étapes, c'est-à-dire, l'étape de l'hostilité, celle de la négligence, celle de la reconnaissance par la loi (ou légalisation), celle de l'incorporation dans le texte de la constitution. Selon cette théorie, la position juridique des partis politiques sous la V^e République doit être plus estimée que celle sous la IV^e République. Mais, en réalité, la position juridique des partis politiques sous la V^e République est moins estimée que celle sous la IV^e République. Nous devrions réexaminer la théorie de Triepel.